

学校法人日本大学評議員会議事録（要旨）

- 1 日 時 令和5年10月13日（金）自 午後4時00分
至 午後6時12分
- 1 場 所 日本大学会館6階601会議室（Web会議システム併用）
（東京都千代田区九段南四丁目8番24号）
- 1 評議員現員数 49人 （定員38人以上49人以内）
（寄附行為第24条第1項）
- 1 出席評議員 出席者48人（うち書面による議決権行使者 8人）、欠席者1人
※出席者のうちWeb会議システムによるオンライン参加者は、15人

1 議長選出

寄附行為第27条に基づき互選を行った結果、岸本雅史評議員が議長に選出された。

1 議事

第1号議案 学校法人日本大学寄附行為変更に関する件（日本大学ニューカッスルキャンパス運用開始に伴う変更）

総務部長から、資料1に基づき、令和6年2月の運営開始を予定しているニューカッスルキャンパスでは、学生の海外研修や教職員の海外研究・研修等の教育研究活動を実施するほか、これに付随する事業として、本学学生や教職員のほか、協定校の学生等を対象に同キャンパスにおける宿泊・研修施設の賃貸を行うが、当該事業については、寄附行為に記載すべき付随事業であることから、寄附行為を変更する旨の説明があった。審議の結果、原案のとおり可決された。

（議事に対する主な質疑応答及び意見）

質問：今後の事業継続に係る評価として、どのような基準を設けるのか確認したい。

回答：稼働率だけでなく、現地で共同運用する大学の評価や本学の教職員、学生が実際に利用した際の評価が想定される。この点については、

今後、委員会で審議していく。

意見：他の国際交流事業が機能していないのであれば、スクラップアンドビルドしていく必要がある。また、教育プログラムの費用対効果を検討した上で、見直しをすることが重要である。

意見：毎年の検証は、既設の委員会で行うとしても、試行的期間が終了する4年後の大きな区切りでの検証は非常に重要である。客観的に検証する上でも第三者的な委員会を組織して実施すべきである。

意見：コロナ禍以降、非常に留学がしにくい状況となっているため、募集の時期や基準、選考方法等を見直し、留学生を積極的に派遣できるよう検討いただきたい。

1 その他（議事以外に関する主な質疑応答及び意見）

質問：アメフト部薬物事件対応に係る第三者委員会、競技部の薬物事件に関する調査及び再発防止策検討委員会、競技スポーツ運営委員会専門委員会における所属学生の教育環境整備及び支援体制構築に係る検討について、進行状況を伺いたい。

回答：第三者委員会からの報告書については、10月中に提出、公表することになっている。競技部の薬物事件に関する調査及び再発防止策検討委員会については、答申書が10月初旬に学長・理事長宛てに提出されており、執行部から意見を聴取する予定である。また、競技スポーツ運営委員会専門委員会における所属学生の教育環境整備及び支援体制構築に係る検討については、四つの小委員会を設置し、それぞれの委員長から報告書が提出されたため、一つの報告書に取りまとめる予定である。

質問：第三者委員会の報告書を文部科学省へ提出するとあったが、報告書をどのような手順で提出するのか確認したい。また、会見を行うこととなると思料するが、相当な準備をお願いしたい。

回答：第三者委員会は、本学が委嘱している委員会であるため、報告書は本学に提出され、本学から文部科学省に提出することとなる。

質問：ラグビー部の問題について、学長の見解を伺いたい。

回答：本件は、これまで本学と利害関係のない弁護士による調査委員会を設置するなど、公平かつ中立な立場で事実の把握及び対処に努めてきた

が、被害学生の保護者から警察に被害届が提出されたため、以降は警察による調査に全面的に協力するよう図っていきたい。なお、本学付属校においては、日本大学付属高等学校等いじめ防止対策基本方針を制定して、いじめ防止を図ってきたが、大学生に対しては十分な啓発ができていなかった。昨今の事情に鑑みると、大学生を対象とした啓発活動も必要であると思料する。

質問：最近、若者で薬物が流行っていると聞く。本学では、薬物乱用防止プログラムを大学全体として行う予定はあるのか。

回答：違法薬物については、全学的に各部科校にはポスター及びチラシを配布している。また、更なる対応を学生生活委員会において検討しており、全学的な教材を作成する予定である。

意見：教職員が、学生等が大麻等に関わっていると知った際の対処について短期的なこととして公益通報制度を利用することを検討いただきたい。

以 上